

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の一部改訂について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。さて早速ではございますが、法令諸規則の改訂およびサービスの変更等に伴い、本年4月1日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等を改訂いたしますのでご案内申し上げます。

●野村の証券取引約款（個人のお客様用）等

（下線部変更）

新	旧
非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 （非課税口座開設届出書等の提出） 第3条 非課税口座、非課税管理勘定または累積投資勘定の設定を申込む場合は、あらかじめ、非課税口座開設届出書、非課税口座廃止通知書または勘定廃止通知書、<u>および</u>その他法令で定める書類を提出していただきます。 2. <u>（削除）</u> （区分管理） 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ① （省略） ② （省略） 2 非課税管理勘定または累積投資勘定は、<u>勘定設定期間内の各年</u>において設けられます。 3 （省略） 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられるものとします。 ① 非課税口座開設届出書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、<u>税務署から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日</u> ② （省略）	非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 （非課税口座開設届出書等の提出） 第3条 非課税口座、非課税管理勘定または累積投資勘定の設定を申込む場合は、あらかじめ、<u>非課税適用確認書交付申請書および非課税口座開設届出書、ならびに非課税口座廃止通知書、または勘定廃止通知書、その他法令で定める書類を提出していただきます。</u> 2 <u>非課税適用確認書交付申請書および非課税口座開設届出書を受付けた場合、税務署から交付された非課税適用確認書は、原則として当社に留め置きます。</u> （区分管理） 第4条 非課税口座に係る上場株式等は、以下のいずれかの勘定で管理します。 ① （省略） ② （省略） 2 非課税管理勘定または累積投資勘定は、<u>非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書、または勘定廃止通知書に記載された勘定設定期間</u>において設けられます。 3 （省略） 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日に非課税管理勘定または累積投資勘定のいずれかの勘定が設けられるものとします。 ① 非課税口座開設届出書が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、<u>その提出の日</u> ② （省略）

新	旧
(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) 第12条 お客様が、当社に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期間内に<u>非課税口座異動届出書</u>を提出していただく必要があります。 <u>2021年4月</u>	(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き) 第12条 お客様が、当社に開設した非課税口座の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期間内に<u>所定の書類</u>を提出していただく必要があります。<u>当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、所定の書類の提出を受けて作成した勘定廃止通知書をお客様に交付することなく、その作成日にお客様から第3条第1項に基づく提出を受けたものとみなして取り扱います。</u> <u>2020年5月</u>

以上